2019年12月1日以降始期契約用

自転車向け保険　Bycle S（バイクル　エス）　重要事項のご説明

（スタンダード傷害保険　重要事項説明書）　インターネット募集用

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

■この書面は、**「自転車向け保険　Bycle S（バイクル　エス）」**に関する重要な事項を説明しています。「自転車向け保険　Bycle S（バイクル　エス）」はスタンダード傷害保険のプラン名称です。ご契約前に必ずお読みになり、契約申込画面に入力のうえ、入力内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。当社ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご参照ください（https://www.au-sonpo.co.jp/）。なお、ご郵送を希望される場合はａｕ損保カスタマーセンターへご請求ください。

■ご不明な点につきましては、ａｕ損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。

しおり　このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。

▸ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼ 主な用語のご説明　**「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。**

ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されているご契約の当事者で、保険契約の変更・解約や保険料のお支払いなど、この保険約款に定める権利を有し義務を負う方をいいます。	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
		配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	被保険者	補償の対象となる方をいいます。
		普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのお問い合わせ･ご相談･苦情がある場合は

ａｕ損保カスタマーセンター

フリーコール　**0800-700-0600**

受付時間　9：00～18：00
（年末年始を除きます）

事故が発生した場合は、30日以内に下記にご連絡ください。

事故受付デスク

フリーコール　**0077-78-0365**

受付時間　24時間365日

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※一部のＩＰ電話などご利用いただけない場合がございます。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について　注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター

［ナビダイヤル（有料）］　0570-022808

※受付時間　平日 AM9:15～PM5:00
（土・日・祝日および年末年始を除きます）
※携帯電話からもご利用できます。
※IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

au 損害保険株式会社

Ⅰ．契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

（1）商品の仕組み

■この保険は、被保険者が事故によりケガを被った場合などに保険金をお支払いする保険です。

■傷害事故の範囲は、「一般傷害」となります。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

傷害事故の範囲	保険金をお支払いする事故			
	自転車に係る事故（注1）	左記以外の交通事故	交通乗用具（注2）の火災	その他の事故
一般傷害	○	○	○	○

（注1）「被保険者が自転車に乗っている間の事故」「自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故」をいいます。

（注2）自動車、電車、バス、航空機、船舶等の乗物をいいます。

（2）被保険者の範囲（タイプ）

■被保険者としてご加入いただける方は、保険開始日時点における年齢が満70歳から満89歳までの方となります。

■ケガの補償の被保険者の範囲は「個人型（本人タイプ）」となります。また、セットされる特約により、被保険者の範囲は次のとおりとなります。

	被保険者の範囲		
	本人（注1）	配偶者	その他親族（注2）
ケガの補償	○	－	－
個人賠償責任補償特約（注3）（注4）	○	－	－
法律相談費用補償特約 弁護士費用等補償特約	○	○	○

(注1)契約申込画面にて指定された被保険者の方をいいます。

(注2)その他親族とは、次の方をいいます。

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族*1

・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚*2の子

*1 親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

*2 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

（注3）本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約用）がセットされます。

（注4）本人が未成年または責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方も被保険者に含みます。ただし、その未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。

2 基本となる補償および引受条件等

（1）基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

本プランについて、概要を記載しています。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
入院一時金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に免責日数（2 日）を超えて入院された場合に、入院一時金額の全額をお支払いします。ただし、1 回の入院につき、1 回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は、合わせて 1 回の入院として取扱います。）

※ 既に存在していた身体の障害または疾病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）本プランでは、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金はお支払いしません。

■次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合
■ ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ■ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ■ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ■ 脳疾患、疾病または心神喪失 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ■ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ■ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ■ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ■ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 など （注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（２）主な特約とその概要

契約概要

主な特約とその概要を記載しています。**詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。**

① 自動的にセットされる特約

特約の名称	特約の概要
テロ行為補償特約（条件付）	前記**（１）基本となる補償**に関し、保険金をお支払いできない「戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動」についてもテロ行為（注）による損害については保険金お支払いの対象とする特約です。 （注）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険証券等の発行に関する特約	この特約により、保険証券、継続証、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」は発行されません。ご契約後、「お客さま専用ページ」より保険証券の請求を行うことができます。
通信販売に関する特約	保険契約のお申込み方法や保険料の払い込み等について定めています。

② 本プランにセットされる特約（特約を外して加入することはできません。）

■ケガの補償に関する特約

特約の名称	特約の概要
自転車搭乗中等の傷害２倍支払特約	「自転車に乗っている間の事故」または「自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突･接触した事故」によってケガを被った場合に、死亡保険金および入院一時金を２倍にしてお支払いする特約です。 ※ヘルメット着用中死亡特別保険金は２倍の対象外となります。
ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約	ヘルメット（注）を着用中かつ自転車に乗っている間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、ヘルメット着用中死亡特別保険金として 100 万円をお支払いする特約です。 （注）SGマーク（SG基準）等の当社所定の安全基準に適合している自転車用ヘルメットおよび二輪車・原動機付自転車用の乗車用ヘルメットをいいます。

■その他の補償に関する特約

特約の名称	特約の概要
個人賠償責任補償特約	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅（注）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いする特約です。 （注）住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。
本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約用）	個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲を、ご本人のみに限定する特約です。
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、当社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う（注）特約です。 （注）示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。
法律相談費用補償特約	日本国内において、偶然な事故により、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受け、被保険者（注）がその被害について法律相談をし、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 （注）被保険者の範囲は、**1 商品の仕組み（２）被保険者の範囲（タイプ）**をご確認ください。
弁護士費用等補償特約	日本国内において、偶然な事故により、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受け、被保険者（注）がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 （注）被保険者の範囲は、**1 商品の仕組み（２）被保険者の範囲（タイプ）**をご確認ください。

（３）補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。**ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居の変更等）により被保険者が補償対象外となったときなど、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任補償特約
法律相談費用補償特約	自動車保険の法律相談費用補償特約
弁護士費用等補償特約	自動車保険の弁護士費用等補償特約

（４）保険金額の設定

契約概要

本プランの保険金額については、契約申込画面にてご確認ください。なお、死亡に関する保険金額は以下に該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して 1,000 万円が限度となります。

・ご契約者と被保険者ご本人が異なる場合

（５）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

■保険期間

保険期間は１年間となります。お客さまの保険期間については、当社の契約申込画面にてご確認ください。

■補償の開始

保険期間の初日の午前０時（継続契約の場合は午後４時）に開始します。ただし、保険期間の初日

（継続契約の場合は保険期間の初日の午後４時以降）にお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が開始されます。

保険契約手続完了通知（ご契約完了画面）に表示されます、「保険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。なお、契約申込画面上で次の 3 つの手続きが完了した以降でないと補償は始まりませんのでご注意ください。

① 「契約を申込みます」ボタンを押し、申込操作を完了していただくこと
② 保険料の支払方法として「クレジットカード払（au PAY カード・その他のクレジットカード）」、「au PAY（ａｕかんたん決済）」、「au PAY（ネット支払い）」を選択された場合、払込手続きを完了し、保険料決済の有効性が確認されること
※ 「au PAY（au かんたん決済）」は「au かんたん決済」、「au PAY（ネット支払い）」は「au PAY」と表記している場合があります。
③ 上記①および②の手続完了後に「お申込み完了」画面が表示されること

■補償の終了

保険期間末日（満期日）の午後４時に終了します。

（６）引受条件（ご契約者、被保険者）

契約概要

■ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。

・お申込み時点で**日本国内に居住されている満 18 歳以上の方**
・個人の方（法人をご契約者とするお申込みはできません。）
・**日本国内から web アクセスされている方**（海外からお申込みはできません。）

■被保険者本人としてご加入いただける方は、新規契約・継続契約ともに保険期間の開始時点で**満 70 歳以上満 89 歳以下の方**に限ります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額等により決まります。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約申込画面にてご確認ください。

（２）保険料の支払方法・払込方法

契約概要 注意喚起情報

保険料の支払方法・払込方法は下記の組み合わせよりご選択いただけます。なお、保険期間の中途で、支払方法・払込方法の変更はできませんのでご注意ください。

支払方法	払込方法	
	一時払（注 1）	月払（12 分割 12 回払）（注 2）
クレジットカード払（注 3）（注 4）	○	○
au PAY（ａｕかんたん決済）（注 5）（注 6）	○	○
au PAY（ネット支払い）（注 5）（注 7）	○	×（ご選択いただけません）
コンビニエンスストア払（注 8）	○	×（ご選択いただけません）

（注1）ご契約時に保険料の全額を払い込む方法です。
（注2）保険料を12回に分割し、毎月払い込む方法です。なお、月払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。
（注3）au PAY カード・その他のクレジットカードをいいます。
（注4）お申込人（ご契約者）名義のクレジットカードをお持ちの方に限ります。
（注5）お申込人（ご契約者）ご本人またはご家族名義人の au ID をお持ちの方に限ります。
（注6）au スマートフォン等 の通信料金と合算してお支払いいただく方法です。なお、「au PAY（au かんたん決済）」は、「au かんたん決済」と表記している場合があります。
（注7）au PAY 残高を利用してお支払いいただく方法です。なお、「au PAY（ネット支払い）」は「au PAY」と表記している場合があります。
（注8）コンビニエンスストアにおいて、当社所定の払込取扱票※を使って払込期日までにお支払いいただく方法です。具体的なお支払方法は、コンビニエンスストアにより異なります。詳しくは申込画面をご覧いただくかａｕ損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。
※ コンビニエンスストアにより「払込番号」「オンライン決済番号」「受付番号」「払込票番号」など名称が異なります。

（3）保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

■月払でご契約の場合、第２回目以降の分割保険料は、当社サイト上の「お客さま専用ページ」に記載された払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予がありますが、払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。

■月払でご契約の場合、当社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

■コンビニエンスストア払の場合の保険料は、当社サイト上の「お客さま専用ページ」に記載された払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予がありますが、払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

当社にて初回保険料の払い込みを確認後、保険金をお支払いします。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金･契約者配当金はありません。

5 自転車ロードサービス

「自転車向け保険　Bycle S（バイクル エス）」には、自転車が事故や故障等により自力走行不能な状態となった場合に、ご希望の場所まで搬送する「自転車ロードサービス」がセットされています。

なお、サービスの提供条件など、詳細は「自転車ロードサービスご利用規約」をご確認ください。

また、本サービスの提供を中止または終了もしくは、サービス内容を変更することがございます。あらかじめご了承ください。

Ⅱ．契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務〔ご契約時にお申し出いただく事項〕

注意喚起情報

■ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、当社が契約申込画面にて告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

■告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

告知事項	同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（団体契約、共済契約を含みます。）に関する情報

2 クーリングオフ〔ご契約のお申込みの撤回等〕

注意喚起情報

「自転車向け保険　Bycle S（バイクル エス）」は、ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただきます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

4 契約いただく内容に関する確認事項〔意向確認事項〕

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度ご確認･ご了解のうえご加入ください。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできない部分がございましたら、お申込みを中止してください。ご不明な点などございましたらａｕ損保カスタマーセンターまでご連絡ください。

下記について、ご確認ください。	
保険の内容について、ご確認ください。	ケガによる死亡、入院などに対する補償です。
ご入力いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	被保険者の『生年月日』『性別』
右記①～⑤の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。	①補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容 ②被保険者の範囲 ③保険期間 ④保険金額 ⑤保険料および保険料の支払方法・払込方法
ご回答いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	「他の保険契約等」の有無
右記項目もご確認ください。	・契約者配当金制度がないこと ・総合的に見て、お客さまのご希望を満たした内容となっていること

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等〔ご契約後にご連絡いただく事項〕

注意喚起情報

ご契約後、ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく当社サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2 解約と解約返れい金

契約概要　注意喚起情報

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。解約の条件によっては当社の定めるところにしたがい、保険料を返還または未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。また、保険期間開始日以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承ください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合
しおり「Ⅲ．無効、取消し、失効」参照

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。

この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店の場合、契約締結権（保険料の収受、領収証の発行等を含みます）および告知受領権は有しておりません。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金は 80%まで補償されます。ただし、経営破綻後 3 か月以内に発生した保険事故に係る保険金は 100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等の間で、個人データを共同利用します。

■再保険について

当社は、再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは当社ホームページのプライバシーポリシー（https://www.au-sonpo.co.jp/pc/common/popup/PU_C_7.html）をご覧いただくか、ａｕ損保カスタマーセンターにお問い合わせください。

4 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更された場合は、これらの職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。

5 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合、また、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

6 継続契約

■保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

■当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間開始日とする継続契約には、その保険期間開始日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
しおり「Ⅳ．保険金請求の手続き等」参照

8 通信に関する免責事項

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、当社では SSL（暗号化通信）を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一当社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、当社は責任を負いません。また、当社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても当社は責任を負いません。